平成２２年（フ）第１２２９号
仙台市若林区大和町２丁目15番11号　遠藤アパート６
債務者　高橋　　治
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４８号
仙台市宮城野区鶴ケ谷６丁目16番地　市営住宅９Ａ２棟808
債務者　白坂　慎樹
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
茨城県かすみがうら市牛渡1776番地１
債務者　坂入　英男
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３１号
群馬県高崎市南町６番地２　メゾンドつかごし202号
債務者　坂井　麻美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２８３号
群馬県高崎市東貝沢町１丁目12番地12　カトレアハイツ102
債務者　縄　　直弘
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２８４号
群馬県高崎市東貝沢町１丁目12番地12　カトレアハイツ102
債務者　縄　　弘実（旧姓毛塚）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２８８号
群馬県高崎市上豊岡町565番地33
債務者　清水　恵子（旧姓横室）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２９５号
群馬県高崎市箕郷町東明屋416番地８
債務者　佐藤美代子（旧姓市川）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第１８号
新潟県佐渡市東大通19番地　鈴木荘18号
債務者　風間世美恵
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２２年（フ）第３８０号
静岡県駿東郡清水町伏見41番地の１　ユアーズホーム105
債務者　秋山　直子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２２９８号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字下戸127番地
債務者　細野　清美（旧姓関戸）
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３０４号
名古屋市中村区乾出町２丁目14番地　豊清荘12号
債務者　岩橋　佳子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３７２号
名古屋市守山区大谷町３番43号　エクセル杉の木105号
債務者　水戸部　塁
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３８０号
名古屋市港区佐野町１丁目12番地の１
債務者　山本　浩美
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６２号
愛知県一宮市千秋町塩尻字山王56番地
債務者　上村　良介
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第３６４号
愛知県岩倉市東新町仲浦１番地　岩倉団地24棟308号
債務者　江尻　有紀
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４８号
京都府亀岡市[illegible]田野町佐伯岩谷ノ内稲荷谷７番地３
債務者　小野美智子
1　決定年月日時　平成22年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
京都地方裁判所園部支部破産係